



令和4年5月12日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 井関 武彦

健康安全係長 青山 和元

電 話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

建設事業無災害表彰状の授与を 「株式会社竹中工務店 大阪本店」の建設工事現場に決定しました

福井労働局（厚生労働省）は、管内の建設工事を無災害＜注＞で完了した建設工事現場に対し、建設事業無災害表彰状を授与することを決定しました。

この建設事業無災害表彰は、建設業における自主的安全活動を促進することにより労働災害を防止する目的で、昭和31年に設立され、労働者災害補償保険料の額が160万円以上の建設工事の施工事業場からの申請に基づき審査を行い、表彰状を授与しています。

なお、申請者の希望により表彰式は行わず、表彰状については事業場あて郵送済です。

＜注＞労働災害のうち出張等一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

○ 表彰事業場

事業場名 株式会社竹中工務店 大阪本店

(1) 工事名称 関電高浜特重対策E S建屋

(2) 工 期 平成29年7月24日～令和3年7月31日

(4年の建設工事を無災害で完了)



(参考資料)

建設事業無災害表彰内規

昭和 31 年 3 月 14 日 労働省基発第 129 号

(最終改正)

平成 11 年 9 月 1 日 労働省基発第 519 号

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。